

平成 19 年 4 月 1 日

広域災害救急医療情報システムバックアップセンター 運用ガイドライン

厚生労働省医政局指導課

1. 目的

広域災害救急医療情報システム（以下「システム」）は、先の阪神淡路大震災における教訓から構築された。大規模な広域災害における人命の救援・救助には、先ず情報を迅速かつ正確に把握することが重要であり、医療機関、医療関係団体、医師会、消防機関、保健所、市町村等の情報ネットワークの構築が必要であることから、本システムは災害医療の予備情報及び対策情報の収集・提供を行い、迅速かつ的確な救護活動の仕組みづくりの支援を目的とする。

広域災害救急医療情報システムバックアップセンター（以下「バックアップセンター」）は、各都道府県に導入されているシステムが災害時における障害などにより、利用できなくなってしまう場合に備え、全国のシステムデータをバックアップすることを目的とする。また、都道府県システムが利用できなくなった場合に各機関が直接バックアップセンターに接続することで運用を停止することなく災害医療情報の収集・提供を行うことを目的とする。

2. 背景

<平成 7 年度>

厚生省健康政策調査研究事業「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」の緊急提言に基づき構築

<平成 10 年度>

総合経済対策事業予算「広域災害・救急医療情報システム機能強化事業」により、インターネット（Web システム）を利用した機能を拡張

<平成 14 年度>

構造改革特別要求予算「広域災害・救急医療情報システムの強化」では、さらなるシステム強化を行い利便性の向上を図るとともに、災害時にも連続運転を可能とするためバックアップセンター東西 2 センタ化による堅牢な相互バックアップシステムを構築

<平成 18 年度>

厚生労働省科学研究「災害時医療体制に整備促進に関する研究」の小委員会である「広域災害救急医療情報システム改定に関わる検討会」において議論の結果、現在システムが抱える問題点の克服、災害時における医療機関の迅速な情報収集を実現するため、入力項目を新項目に改定し、運用開始

3. 概要

- (1) 各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報のバックアップを図る。
- (2) 関係者へ災害医療情報を包括的に公開することで災害時の患者搬送などの医療体制を組むために大きな役割を果たす。また、災害救急医療のポータルサイトの役割を担う。
- (3) 24時間稼働可能なインターネットによる Web 方式。
- (4) 東西 2 センターによる信頼性・冗長性を持たせたネットワーク構成。

4. 機能

主な機能は以下のとおり。利用者の種別により利用できる機能が異なる。

1	一般市民向け	<ul style="list-style-type: none">・災害救急医療に関わる一般向け各種情報の提供 (お知らせ、医療機関情報検索)・災害医療に関わる固定コンテンツ・災害医療全般についてのリンク集 (災害ライブラリ、災害救急リンク集)
2	関係者共通 (ログインのための 機関コード、パス ワードが必要)	<ul style="list-style-type: none">・災害医療情報(緊急時、詳細)の入力、検索、集計・災害救急に関わる関係者向け各種情報の登録・提供・医療機関情報の提供・災害時における速報・情報共有化機能(メーリングリスト、メールマガジン)・機関情報の管理機能・システム運用状態の切替・災害時における通知、連絡などの配信機能

5. 関係者ユーザ登録について

- (1) 以下に該当する方については、所属する都道府県の担当課へ問い合わせる。(都道府県の連絡先については、本サイト TOP ページ「行政機関の連絡先」に掲載)
医療機関(1次、2次、3次)、血液センター、休日夜間診療所、医師会、消防、保健所、市町村担当課、その他医療関連団体など。
- (2) (1)に該当しない方は、emis-center@wds.emis.go.jpへ問い合わせる。

6. 利用規定

システムを利用するにあたって禁止事項は以下のとおり

- (1) 他人を誹謗中傷、または名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (2) 知的財産権を侵害する行為
- (3) 他人の財産またはプライバシーを侵害する行為
- (4) システムの機能を利用し無断で広告、宣伝、勧誘する行為
- (5) 不適切な画像、文書等を送信する行為
- (6) 本サービス設備の利用または運営に支障を与える行為

問合せ先

広域災害救急医療情報システムバックアップセンター

emis-center@wds.emis.go.jp